

岐阜県介護サービス事業所等食材料費等負担軽減支援金 Q&A

●支援金の対象について

問 同一建物、同一事業所番号で介護老人福祉施設、短期入所生活介護など複数の事業所がありますが、それぞれ支援金の対象となりますか。

答 支援金の対象となる事業所の種別に該当する場合は、それぞれ支援金の対象となります

問 住宅型有料老人ホームは支援金の対象となりますか。

答 あいにく対象にはなりません。有料老人ホームについては、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設が対象となります。

●申請方法について

問 メールやFAXでの申請はできますか。

答 申請方法の違いにより混乱が生じないように、今回は郵送のみの対応とさせていただきます。お手数ですが、郵送で事務局までお送り下さい。

問 申請書類の控えは残しておいた方がよいですか。

答 申請していただいた書類は返却いたしませんので、申請書類一式についてはコピーや電子データなどにより控えを残して下さい。

問 今回の申請書類に押印は不要ですか。

答 様式4「誓約書」に法人代表者印が必要ですので、押印漏れのないよう注意して下さい。

問 養護老人ホーム、軽費老人ホームは指定を受ける事業所ではないため、指定（更新）通知書は提出しなくてもよいですか。

答 養護老人ホームについては設置認可書の写しを提出してください。軽費老人ホームについては設置に係る届出書の控え又は届出受理通知書の写しをご提出ください。

ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、指定（更新）通知書の写しを提出ください。

問 契約書・重要事項説明書の写しとありますが、利用者全員の契約書を添付する必要がありますか。

答 利用者全員の契約書を添付する必要はありません。令和4年10月1日時点において、申請対象となる施設毎において使用していた契約書のひな形又は重要事項説明書のいずれかの写し（食事の提供に要する費用が確認できるもの）を添付して下さい。

問 その他申請において必要と認められる書類とは何ですか。

答 要綱において定められた申請書類の他に、審査の過程で確認を要する書類が発生した場合、別途提出をお願いすることがあります。ひとまずは提出いただく必要はありません。

●支援金の給付時期について

問 申請後、支援金はいつごろ給付されますか。

答 申請期限である令和5年1月13日以降、申請内容の確認等を行ったのちに給付となります。現状では令和5年2月下旬～3月下旬を想定しております。給付の日が確定次第、本支援金のHPに掲載します。

●その他

問 支援金の給付を受けた場合、入居者又は利用者から徴収する食費について値上げは一切できないのか。

答 本支援金は、食材料費等の高騰に直面する中で、可能な限り入居者又は利用者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供を行うことができるよう、給付するものです。食費の設定については、こうした趣旨を踏まえて取り扱われますようお願いいたします。